

官報

号外
平成二十七年六月十九日

○第百八十九回 衆議院會議録 第三十四号

平成二十七年六月十九日(金曜日)

議事日程 第二十七号

平成二十七年六月十九日

午後一時開議

第一 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外五名提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第一、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。国土交通委員長今村雅弘君。

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔今村雅弘君登壇〕

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するために必要な措置を講ずるもので、その主な内容は、

第一に、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を統合し、その名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究

所とすること、

第二に、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所を統合すること、

第三に、独立行政法人都市再生機構の業務の実施方法を見直すこと、

第四に、独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査を導入することなどであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月八日本委員会に付託され、九日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑に入り、十六日、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○橘慶一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案、井坂信彦君外五名提出、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 橘慶一郎君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、日程は追加されました。(退場する者あり)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外五名提出)

○議長(大島理森君) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣

事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすること。

第二に、労働者派遣の期間について、業務単位の期間制限を廃止し、派遣労働者個人単位の期間制限及び派遣先の事業所単位の期間制限の二つの期間制限を設けること。

第三に、派遣元事業主は、個人単位の期間制限の上限に達する見込みがある派遣労働者に対して、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用の安定を図るための措置を講じなければならないこと。

第四に、派遣元事業主は、派遣労働者に対し、計画的な教育訓練等の実施や均衡待遇を確保するために考慮した内容についての説明をしなければならないこととともに、派遣先は、賃金の情報提供、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用に関して配慮しなければならないこと等であります。

次に、井坂信彦君外五名提出の労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするものであります。

内閣提出の法律案については、去る五月十二日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十三日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日から質疑に入り、二十八日には参考人から意見を聴取いたしました。

井坂信彦君外五名提出の法律案については、二十六日本委員会に付託され、二十七日提出者井坂信彦君から提案理由の説明を聴取いたしました。

二十九日からは両案をあわせて議題とし、六月二日には参考人から意見を聴取し、十二日には安倍内閣総理大臣の出席を求め質疑を行いました。

同日、維新の党より、内閣提出の法律案に対し、労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときの検討規定を改め、この法律の施行後速やかに、労働者の解雇に関する法制度等のあり方について抜本的な見直しを行うものとする内容を修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、両案及び修正案について質疑を行い、内閣提出の法律案について質疑を終局いたしました。

本日、内閣提出の法律案の原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、維新の党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、井坂信彦君外五名提出の法律案について質疑を終局したところ、自由民主党、維新の党及び公明党の三会派より、同法律案に対し、派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間において均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、三年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとする内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。松田直久君。

(松田直久君登壇)

○松田直久君 維新の党の松田直久です。

私は、維新の党を代表し、政府提出の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対をし、我が党提出の労働者の職務に応じた待遇の

確保等のための施策の推進に関する法律案、いわゆる同一労働同一賃金法案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国の経済が成熟する中、労働市場の実態も国民の意識も大きく変わってきました。派遣労働者の中にも、今のまま派遣で働きたいという方と、本当は正社員で働きたいという方がおられます。

労働者派遣法は、国民がライフスタイルに合わせた働き方を選択ができ、しかも、派遣社員と正社員との間で均等な待遇がなされる方向に改正するべきです。

国民の働き方について選択肢をふやすためには、規制緩和も必要です。一方で、同一労働同一賃金が支払われるためには、国による一定の方向づけが必要です。また、多様な働き方を選びやすくするため、法制度はなるべくわかりやすいものであるべきです。

政府案は、専門二十六業務と自由化業務を一本化するなど、複雑な現行制度をシンプルにまとめようとするものです。もともと、今回の法改正の一つの契機は、専門二十六業務と自由化業務の区別が曖昧であったことにあります。

このため、平成二十四年成立の現行法には、業種の区別についてわかりやすい制度となるよう、附帯決議も付されていたところであります。今回の政府案は、専門二十六業務とその他業務の区別を撤廃すること、この問題を解決しようとしています。

そのため、以下に述べるように、多くの問題点や矛盾を生じる法改正となっております。

まず、派遣の期間制限の問題です。

今回の法改正では、派遣先企業は労働組合等の意見を聞けば、同じ業務に六年でも九年でも派遣労働者を使えるようになります。一方で、新たに設けられた個人単位の期間制限で、有期雇用の派遣労働者は、三年ごとに必ず職場をかわらなければいけません。これまで期間制限のなかった専門二十六業務の派遣労働者でも、三年で別の部署か別の会社に再度派遣されることになります。

つまり、企業にとつては期間制限撤廃という規制緩和になり、現在の専門二十六業務の派遣労働者にとつては、三年の期間制限導入という規制強化になります。これでは、この法案のせいで派遣切りに遭うのではという不安が広がるのも道理です。専門二十六業務の派遣労働者は、比較的高賃金で長期間働くことができます。こうしたタイプの派遣労働者について、規制強化で期間を制限する必要はないはずです。

派遣は臨時的、一時的なものであるという原則をわざわざ法律に追加しながら、企業は事実上何年でも派遣労働者を受け入れ続けられる改正を行うことも大きな矛盾です。

受け入れ期間を延長する際には、過半数組合の意見聴取が義務づけられます。しかし、平成十五年改正の実績を見れば、意見聴取で反対意見が出る割合はわずか一・二%、反対意見が出ても期間延長ができる仕組みになっていますから、全く歯どめにならないことは明らかです。本法改正は、派遣の雇用枠が一方的にふえる内容となっております。

また、政府案は、いずれは正社員になりたいと思いつつ、やむを得ず派遣で働いている方にとつても不十分な内容であります。

松下電器の創業者、松下幸之助氏は、松下電器は何をつくっているのかと聞かれたら、松下電器は人をつくる会社です、あわせて電気製品もつくっていますと答えていたそうです。松下は、経営の根幹は人であるという信念のもと、思い切つて仕事を任せることで人を育ててきました。我が国を代表する経営者から見ても、今回の政府案は人を育てるに十分な法律と見えるでしょうか。政府案での有期雇用派遣労働者への雇用安定措置は十分なものでしょうか。残念ながら、私は十分と言えないと考えます。

例えば、派遣先企業への直接雇用の依頼については、派遣元業者へのメリットに乏しく、派遣先も簡単に受け入れず、実効性が疑問です。また、

新たな派遣先の提供という措置は、もともと派遣元業者の本来業務で、新たな措置と呼べない、いわば当たり前の行為です。そのほか、派遣元での無期雇用や雇用安定に資する教育訓練も、いづれも実効性が低く、長期雇用につながるものとは決して考えられません。

政府案の最大の問題点は、派遣労働者について、低賃金、低待遇が続くのではないかという点です。

パートや契約社員については、正規労働との均等・均衡待遇が法律に明記されていますが、派遣法改正案では均衡の配慮義務という非常に低いレベルの対応にとどまっています。派遣元業者には派遣労働者の職務、能力、経験を勘案して賃金を決定する配慮義務があるだけで、派遣先企業には派遣先の労働者の賃金情報を提供する配慮義務があるだけです。

私たち維新の党は、派遣労働者も正社員と同じ仕事をしたら同じ賃金が得られるという同一労働同一賃金を実現すべきと考えています。この考え方に基づき、昨年の臨時国会でも今国会でも、議員立法を提出し、本会議と委員会でも再三質疑を繰り返しました。これに対し、政府は、日本の労働慣行を理由に、一貫してこの考え方に慎重な姿勢を続けてきました。

勤続年数等で賃金が決まる日本の雇用慣行に課題があることは、多くの国民が実感し、政府も答弁で認めているところです。ワーク・ライフ・バランスをとりつつ労働生産性を上げることが我が国に求められている今日、職務で賃金が決まるジョブ型雇用を広め、多様な働き方を認めるべきです。ジョブ型雇用契約の推進も含め、具体的な解決策を実行することで、日本でも派遣労働者を含めた同一労働同一賃金を実現すべきです。

維新提出の同一労働同一賃金が成立すれば、企業は必ずしも安くはない派遣を乱用しなくなるでしょう。企業は、同じ賃金なら派遣にこだわる理由が減り、いずれ正社員で働きたい人たちがとつ

て選択肢が実際にふえる可能性が出てきます。高賃金ならば、望んで派遣を続ける労働者もふえ、雇用安定措置について細かい義務を派遣元業者に課す必要も乏しくなるでしょう。

今般、我が党の同一労働同一賃金法案につき、自民党、公明党と修正協議の上、共同で提出することになりました。この修正は、我が党にとって完全に満足のいく内容ではありませんが、派遣労働者の待遇について「均等」の文言が初めて入ることもあり、改革を一步でも進めるために、維新の党案を修正した法案を提出することといたしました。

しかし、たとえ同一労働同一賃金が本場に実現するとしても、専門二十六業務の期間制限の問題は解決できません。三年しか働けないという規制強化がされることは、その仕事を続けたい派遣労働者の権利を奪い、派遣先にとつても有能な専門労働者を失うことになります。

大きな意味で、我が国の発展ある将来につながるという考えです。我が党が同一労働同一賃金法案を提出しつつ、それでもなお、政府案にどうしても賛成できないゆえんであります。

○議長(大島理森君) 松田君、時間が来ております。

○松田直久君(統) 以上、政府案に対する反対の討論及び我が党提出の同一労働同一賃金法案への賛成討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) とかしきなおみ君。

〔とかしきなおみ君登壇〕

○とかしきなおみ君 自由民主党のとかしきなおみです。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となつております労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

労働者派遣については、働く方にとって、希望する職種や勤務時間の条件を満たす企業へ入職し

やすく、ワーク・ライフ・バランスが図りやすいこと、また、企業にとつて、必要な労働力を迅速に確保できることなどから、労使双方に二一ズがあり、我が国労働市場で重要な役割を果たしてまいりました。

一方で、現在の労働者派遣制度には幾つか課題が存在します。

まず、業務により全く異なる期間制限が設けられ、非常にわかりにくい制度となつております。また、派遣労働は雇用の安定性やキャリア形成に不安があるとの指摘がなされております。さらに、そもそも派遣労働は、派遣先の正社員との常用代替を防止するため、臨時的、一時的なものでしてきましたが、これは引き続き維持していかねければなりません。

こうした課題を克服すること、つまり、正社員を希望する派遣労働者にはその道をしっかりと開くとともに、派遣労働を積極的に選択している派遣労働者には待遇の改善等を図ることこそが重要であります。

そこで、今回の改正案では、第一に、事業所単位と労働者個人単位の二つの期間制限への見直し、第二に、雇用安定措置やキャリアアップ措置の創設、均衡待遇の推進、第三に、労働者派遣事業の許可制への一本化などを盛り込んでおり、今回の見直しは、さまざまな課題に対応するものであり、望ましいものであると考えております。

また、委員会での審議においては、参考人質疑を二回行うとともに、総理にも何度も御出席いただき、質疑を行いました。過去の改正法案より多くの審議時間を確保しており、丁寧な委員会運営が行われたと思っております。

むしろ、本法案の審議において、一部の野党の皆様は、大声で不規則発言を繰り返すといった、委員会運営を混乱させる行動が目立つたことが残念であります。あぐく、審議を阻止するために委員長に暴力を振るい、委員長が負傷するという事件が起きました。

このような野蛮な振る舞いは、言語道断、民主主義国家の一員として到底許されるものではありません。また、さらに、このような振る舞いを正す、当化するような発言が見受けられましたことについて、私は、同じ国会人として大変悲しい思いをいたしました。

民主党の皆様に対しては猛省を求めますと申し上げたかたのですが、議場におられず、まことに残念であります。

これから日本が目指すべきものは、国民一人一人が、希望に応じた働き方を選択でき、十分な待遇を受けられる社会の実現であり、今回の改正案はまさにそれに資するものであると強調しておきます。

また、本法案とともに審議が進められました労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案につきましても、修正の上、賛成いたします。

以上、賛成討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 高橋千鶴子君。

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました労働者派遣法改正案について、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

もともと本法案は、昨年二度も廃案になったものであり、本来提出すべきではありませんでした。委員会審議では、冒頭から政府答弁の混乱や訂正が相次ぎ、本日、六回目の委員長職権という異常な委員会運営に終始しました。審議が尽くされたとは到底言えず、強く抗議するものです。

審議入りを前に、いわゆる十・一問題が表面化しました。十月一日施行の労働契約みなし制度について、大量の派遣労働者が失業、訴訟が乱発するおそれなど、何が何でも本法案を九月一日施行で成立させ、みなし効果をなきものにしたという、経済界の思惑をあからさまに正当化した資料

であります。それも、相手によつて説明を使い分けるという悪質さで、国会審議を形骸化しました。このことだけを見ても、本法案は廃案にするべきです。

さらに、本法案によつてみなし制度の効果が極めて限定的になるにもかかわらず、期間制限に抵触する場合における派遣先の直接雇用申し込み義務を、みなし制度の施行を理由に削除したことは重大です。

そもそも、職業安定法四十四条は労働者供給事業を禁止しており、政府自身も、労働者派遣は、臨時的、一時的業務に限る、常用雇用の代替であつてはならないと説明してきました。本法案は、この大原則を根底から覆すものであり、到底容認できません。

今回の改定では、事業所の派遣受け入れ期間は三年としますが、過半数労働組合等から意見を聞きさえすれば、際限なく延長できます。個人単位の期間制限も、三年を上限とするものの、課をかせればずっと使い続けられます。さらに、派遣元で無期雇用であれば、期間制限は一切適用されません。これでは、正社員から派遣労働への置きかえが大規模に進むことは明らかです。

重大なのは、個人単位の期間制限は、派遣法が禁止する特定目的行為につながるおそれがあることです。

政府は、三年ごとに課をかけることでキャリアを見詰め直すと説明してきましたが、そのためには、派遣先が派遣社員を指定、選別せざるを得ないのは自明のことです。派遣先と派遣労働者との雇用関係が生じたに等しく、このような特定目的行為は派遣法の根幹に触れるものです。

塩崎大臣も、労働者派遣制度が労働者供給事業の禁止の例外としている趣旨からも、特定目的行為の禁止は重要な考え方と認めています。まさに法案の欠陥であり、断じて認めることはできません。

また、派遣労働者のキャリアアップ措置と雇用

安定措置は、いずれも実効性がなく、正社員になれる保証はありません。多くの派遣労働者がキャリアを持ちながら雇用の調整弁として首を切られていることは、質疑でも参考人質疑でも告発されてきました。それどころか、専門二十六業務を廃止することで三年後の雇いどめが表面化したのに對して政府が全く無策であることは、厳しく指摘したいと思います。

本法案は、昨年廃案になった政府案に与党修正を盛り込んで再提出されました。しかし、参考人からも指摘されたように、臨時的、一時的原則を法定する一方で、事実上期間制限がなくなる、派遣労働者がふれば速やかに見直しを行うなど、相反した内容で、極めて矛盾した法案になつています。このような法案は廃案にするほかありません。

最後に、二〇〇八年秋からのリーマン・ショックをきっかけに、派遣労働が究極の不安定雇用であることが浮き彫りになりました。全国一の派遣切りが集中した愛知派遣村の当事者たちは、当時、今の法律があつたら自分は正社員になれたと訴えています。派遣労働者を紙切れ一枚で寒空へ放り出したあのかの教訓から、初めて派遣労働者の保護へと踏み出したはずであります。あの原点に、今こそ立ち返るべきです。

戦後労働法制の根幹を崩す本法案の廃案を重ねて求めて、反対の討論といたします。(拍手)
○議長(大島理森君) 奥水恵一君。

(奥水恵一君登壇)

○奥水恵一君 公明党の奥水恵一でございます。私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)
日本は今、世界でも類を見ない少子高齢化と人口減少が進行している中、経済や社会の持続と成長のための改革は待ったなしであります。働きたいと希望する全ての人がその能力を生かしていく

ために、多様な働き方ができる社会を構築しなくてはなりません。

本法案は、派遣労働者が正社員を希望するならば、キャリアアップ支援等によつて正社員への道を開き、一方、派遣という形態を選択するのであれば、労働者としてその権利が十分に守られるようにするものであります。まさに、労働者保護の観点から、派遣労働者の雇用安定と正社員化に向けた大きな一歩であると評価をいたします。

以下、本法案の主な賛成理由を述べます。

第一に、今回の改正では、教育訓練を受けにくくキャリア形成がされにくい派遣労働者に対して、キャリアアップ措置が義務化される点であります。具体的には、派遣元に対し、計画的な教育訓練やキャリアコンサルティングを義務づけ、さらに派遣先においても業務遂行に必要な教育訓練を行うなど、派遣労働者の職業能力の向上のための取り組みが強化されます。

第二に、派遣事業を全て許可制にいく点であります。許可取り消しを含めた厳格な制度に変更する中で、キャリア形成支援制度を派遣会社の許可、更新要件とすることにより、全ての派遣会社が計画的に人材育成を実施することになり、派遣労働者の職業能力の開発という点において大きな改革がなされるものであります。

第三に、派遣は臨時的、一時的という考えのもとで法律の運用を行うことになり、望まない形で派遣への固定化の防止が図られる点であります。三年ごとの節目節目で派遣労働者の雇用安定のための措置を派遣元に義務づけ、現行の派遣先で自分の能力を存分に発揮する道に進むのか、新しい職場で自分に合った仕事を探し続けるのかなど、一人一人が自身のキャリアを考えながらの職業能力の開発が期待されるものであります。

第四に、専門的業務である二十六業務を廃して、全ての業種に一律に期間制限を設ける点であります。これにより、派遣期間規制が見直され、事業主、労働者双方にとつてわかりやすい制度に

なります。

第五に、法案の附則において、我が党の主張を踏まえ修正が加えられ、均等・均衡待遇について検討するため、調査研究その他の必要な措置を講ずると明記されました。今後、しっかりと調査研究を進めることで、我が国が目指すべき労働市場、雇用制度を議論する契機になることと期待するものであります。

以上、主な賛成理由であります。

なお、三党から提出された労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案に関しては、自民党、公明党、維新の党で修正協議を行い、修正されたことを踏まえ、賛成をいたします。

今回の労働者派遣法の改正が、派遣元と派遣先が連携して、個々の派遣労働者の意欲や希望などを丁寧にくみ上げながら教育訓練による業務範囲の見直しなどを進め、一人一人の可能性を引き出し、個々の能力を高めることにつながるように、そしてより付加価値の高い業務、そしてより賃金の高い職域に、さらに、希望する場合は正規雇用としてより安定した就労への道筋をつけることにつながるよう、的確に法律を運用していただくことを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、井坂信彦君外五名提出、労働者の職務に
応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する
法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時四十三分散会

出席閣僚大臣

厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国土交通大臣 太田 昭宏君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において
承認することを議決した次の件を内閣に送付し
た旨の通知書を受領した。

特許法条約の締結について承認を求めるの件
商標法に関するシンガポール条約の締結につい
て承認を求めるの件

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法等の一部を改正する法律
道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法
の一部を改正する法律

学校教育法等の一部を改正する法律
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律の一部を改正する法律
電気事業法等の一部を改正する等の法律

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領し
た。

障害者基本法第十三条の規定に基づく「平成二
十六年度障害者施策の概況」に関する報告
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八
条の規定に基づく「平成二十六年人権教育及び
人権啓発施策」に関する報告

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二
十六年度科学技術の振興に関する年次報告」
首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「平
成二十六年度首都圏整備に関する年次報告」

(理事補欠選任)
一、昨十八日、予算委員会において、次のとおり
理事を補欠選任した。

理事 平口 洋君(理事熊田裕通君昨十八
日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
門 博文君 補欠 中谷 真一君
農林水産委員 勝沼 栄明君 補欠 大岡 敏孝君

国土交通委員 青山 周平君 補欠 勝沼 栄明君
辞任 下地 幹郎君 補欠 丸山 穂高君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 石崎 徹君 補欠 今枝宗一郎君
辞任 丸山 穂高君 補欠 下地 幹郎君

厚生労働委員

津村 啓介君 本村賢太郎君
今枝宗一郎君 石崎 徹君
本村賢太郎君 津村 啓介君

農林水産委員 勝沼 栄明君 補欠 高木 宏壽君
工藤 彰三君 松本 純君 補欠 工藤 彰三君

辞任 松本 純君 補欠 松本 純君
武井 俊輔君 根本 幸典君 補欠 根本 幸典君

中谷 真一君 岩田 和親君 補欠 岩田 和親君
橋本 英教君 青山 周平君 補欠 青山 周平君

古川 康君 宗清 孝君 補欠 宗清 孝君
金子 恵美君 篠原 幸君 補欠 篠原 幸君

井出 庸生君 重徳 和彦君 補欠 重徳 和彦君
稲津 久君 吉田 宣弘君 補欠 吉田 宣弘君

佐藤 英道君 濱村 進君 補欠 濱村 進君
青山 周平君 牧島かれん君 補欠 牧島かれん君

高木 宏壽君 赤枝 恒雄君 補欠 赤枝 恒雄君
根本 幸典君 小島 敏文君 補欠 小島 敏文君

加藤 鮎子君 橋本 英教君 補欠 橋本 英教君
木内 均君 武部 新君 補欠 武部 新君

小島 敏文君 古川 康君 補欠 古川 康君
宗清 孝君 金子 恵美君 補欠 金子 恵美君

篠原 孝君 井出 庸生君 補欠 井出 庸生君
重徳 和彦君 佐藤 英道君 補欠 佐藤 英道君

国家基本政策委員

小沢 一郎君 補欠 小沢 一郎君
玉城デニー君 玉城デニー君

秋元 司君 岡下 昌平君
岩屋 毅君 山田 賢司君

金子めぐみ君 木内 均君
小林 鷹之君 高木 宏壽君

田所 嘉徳君 木村 弥生君
土井 亨君 新谷 正義君

長坂 康正君 津島 淳君
根本 匠君 藤丸 敏君

宮崎 謙介君 堀内 詔子君
山下 貴司君 小野寺五典君

岸本 周平君 岡本 充功君
後藤 祐一君 小川 淳也君

階 猛君 玉木雄一郎君
辻元 清美君 金子 恵美君

長妻 昭君 鈴木 貴子君
馬淵 澄夫君 大西 健介君

井坂 信彦君 篠原 豪君
松不けんこう君 村岡 敏英君

松浪 健太君 柿沢 未途君
赤嶺 政賢君 本村 伸子君

今野 智博君	村井 英樹君
奥野総一郎君	中島 克仁君
横山 博幸君	吉田 豊史君
神谷 昇君	牧島かれん君
中島 克仁君	神山 洋介君
牧島かれん君	豊田真由子君
神山 洋介君	本村賢太郎君
大隈 和英君	岩屋 毅君
岡下 昌平君	秋元 司君
木村 弥生君	田所 嘉徳君
高木 宏壽君	小林 鷹之君
津島 淳君	長坂 康正君
豊田真由子君	金子めぐみ君
藤丸 敏君	根本 匠君
牧原 秀樹君	土井 亨君
宮川 典子君	宮崎 謙介君
村井 英樹君	山下 貴司君
小川 淳也君	後藤 祐一君
大西 健介君	馬淵 澄夫君
岡本 充功君	岸本 周平君
金子 恵美君	辻元 清美君
玉木雄一郎君	階 猛君
本村賢太郎君	長妻 昭君
柿沢 未途君	松浪 健太君
村岡 敏英君	松木けんこう君
吉田 豊史君	井坂 信彦君
斉藤 和子君	赤嶺 政賢君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任	補欠
山田 賢司君	田畑 裕明君
志位 和夫君	宮本 徹君
田畑 裕明君	山田 賢司君
宮本 徹君	志位 和夫君

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任	補欠
小田原 潔君	大西 宏幸君
藤井比早之君	穴見 陽一君
穴見 陽一君	藤井比早之君
大西 宏幸君	小田原 潔君

(議案受領)
一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
民法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

内閣委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)(参議院送付)

経済産業委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)
一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
公職選挙法等の一部を改正する法律案

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
特許法条約の締結について承認を求めるの件
商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
電気事業法等の一部を改正する等の法律案

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
二、者応札・一者応募に関する質問主意書(岡本充功君提出)
一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

(質問書提出)

「労働者派遣法改正法案附則第二條」に関する質問主意書(岡本充功君提出)
普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員階猛君提出わが国の放射性同位元素内用療法(RI内用療法)の現状及び今後の国の施策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木克昌君提出ホルムズ海峡での機雷掃海に関する質問に対する答弁書

平成二十七年六月五日提出
質問 第一一五七号
わが国の放射性同位元素内用療法(RI内用療法)の現状及び今後の国の施策に関する質問主意書

提出者 階 猛

わが国の放射性同位元素内用療法(RI内用療法)の現状及び今後の国の施策に関する質問主意書
すい臓がん患者支援団体のNPO法人パンキャンジャパンが本年五月一日に三万三千七百七十八筆からなる放射性核種標識ペプチド治療法(PRT療法)などの放射性同位元素内用療法(以下、RI内用療法)の日本国内におけるアクセス向上を含めた「すい臓がん治療薬のドラッグラグ解消に関する要望書」を厚生労働大臣に出されたと承知している。

わが国においては、RI内用療法を含む診療用放射線の防護に関し、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(医薬発第一八八号通知。以下、一八八号通知)において、管理のために必要な排水・排気等の濃度の算出方法が示されている。しかしながら、一八八号通知の示している医療施設における排水・排気等の濃度の算定方法は、過大に安全管理の立場側に偏っており、医療施設の現場の実態には即しているとは言いがたく、日本におけるRI内用療法の普及の歯止めの一因になっていると聞く。

わが国においては、RI内用療法を含む診療用放射線の防護に関し、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(医薬発第一八八号通知。以下、一八八号通知)において、管理のために必要な排水・排気等の濃度の算出方法が示されている。しかしながら、一八八号通知の示している医療施設における排水・排気等の濃度の算定方法は、過大に安全管理の立場側に偏っており、医療施設の現場の実態には即しているとは言いがたく、日本におけるRI内用療法の普及の歯止めの一因になっていると聞く。

わが国においては、RI内用療法を含む診療用放射線の防護に関し、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(医薬発第一八八号通知。以下、一八八号通知)において、管理のために必要な排水・排気等の濃度の算出方法が示されている。しかしながら、一八八号通知の示している医療施設における排水・排気等の濃度の算定方法は、過大に安全管理の立場側に偏っており、医療施設の現場の実態には即しているとは言いがたく、日本におけるRI内用療法の普及の歯止めの一因になっていると聞く。

わが国においては、RI内用療法を含む診療用放射線の防護に関し、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(医薬発第一八八号通知。以下、一八八号通知)において、管理のために必要な排水・排気等の濃度の算出方法が示されている。しかしながら、一八八号通知の示している医療施設における排水・排気等の濃度の算定方法は、過大に安全管理の立場側に偏っており、医療施設の現場の実態には即しているとは言いがたく、日本におけるRI内用療法の普及の歯止めの一因になっていると聞く。

このような状況を受け、一般社団法人日本核医学会は、「核医学診療施設における濃度限度等の評価に関するガイドライン」(以下、核医学会ガイドライン)を近年作成し、新しい核種による臨床使用を鑑みて、医療の現場における使用実態により即した排水・排気等の濃度の算出方法を提案している」と聞いている。

そこで、わが国のR-I内用療法の使用状況及び推進・普及の観点から以下質問する。

一 一般社団法人日本核医学会が定めた前出の核医学会ガイドラインが示した医療施設における排水・排気等の濃度の算定方法は、一八八号通知で示されている算定方法に比べ、医療の現場の使用実態により即した評価に基づいていると聞く。したがって現状の一八八号通知の再検討、もしくは、同通知に代わり、核医学会ガイドラインを新たな通知として検討し、改正すべきと考えるが、政府としての見解如何。

二 欧米諸国では、R-I内用療法は患者に苦痛を伴わないこと、全身療法という特徴を持ちながら癌病巣に選択的に治療を施すことのできる分子標的療法であることから患者一人ひとりの症例に応じた療法として評価されており、導入も進んでいると聞いている。すい臓がん患者支援団体のNPO法人パンキャンジャパンが本年五月一日に厚生労働大臣へ出した「すい臓がん治療のドラッグラグ解消に関する要望書」にあるように、今後、R-I内用療法の推進・普及の観点から、政府として積極的に取り組むべきと考えるが、見解如何。

内閣衆質一八九第二五七号

平成二十七年六月十六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員階猛君提出わが国の放射性同位元素内用療法(R-I内用療法)の現状及び今後の国の施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員階猛君提出わが国の放射性同位元素内用療法(R-I内用療法)の現状及び今後の国の施策に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成十三年三月十二日付け医薬発第百八十八号厚生労働省医薬局長通知)については、今後、一般社団法人日本核医学会が定めた「核医学診療施設における濃度限度等の評価に関するガイドライン」等を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

二 について

放射性同位元素による内用療法を含む放射線療法の更なる充実については、「がん対策推進基本計画」(平成二十四年六月八日閣議決定)においても重点的に取り組むべき課題としており、政府としては、引き続き研究開発の推進等の取組を進めてまいりたい。

平成二十七年六月八日提出
質問 第二五八号

ホルムズ海峡での機雷掃海に関する質問主意書

提出者 鈴木 克昌

ホルムズ海峡での機雷掃海に関する質問主意書

旧帝国憲法下の日本生命線防衛論のような主張を含む法案が閣議決定され国会に提出されている。日本国憲法のもと、世界から戦争をしない非戦・平和国家と思われ信頼されてきた日本を次世代に引き継ぐことが国民 国会議員の責務と考え以下の質問を提起する。

一 従来政府が唱えてきた防衛論の現在における必要性及びその位置づけ

1 マラッカ海峡防衛論を最近聞かないが、この考えは現在でも必要とされているか、またどのように位置づけられているか、政府の見解を問う。

2 一千海里シーレーン防衛論を最近聞かないが、この考えは現在でも必要とされているか、またどのように位置づけられているか、政府の見解を問う。

二 戦時下ホルムズ海峡での機雷掃海の必要性

1 湾岸戦争後のペルシャ湾における機雷掃海と異なり、戦時下のホルムズ海峡での機雷掃海は機雷敷設国との間で武力行使を避けられないのではないかと、政府の見解を問う。

2 政府は武力行使の一環として敷設された機雷掃海について、「自衛権発動の三要件が満たされていない場合には、憲法第九条が禁止する武力の行使に当たするため、許されない」としてきた(平成二十四年四月二日、参議院予算委員会での田中直紀防衛大臣答弁)。従来の政府見解からしても、戦時下ホルムズ海峡での機雷掃海は明らかに憲法違反と考えるが、政府の見解を問う。

3 日本はアジア太平洋地域において、あの地域もこの地域も日本の生命線として、他国の主権を侵害しながら軍事作戦を展開してきた歴史がある。ホルムズ海峡での機雷掃海について日本国民の生存にかかわる石油確保のためという安倍首相の考えは、旧帝国憲法下の日本の生命線防衛論とどこが違うのか、政府の見解を問う。

4 ホルムズ海峡に接する国が自国の領海内に機雷を敷設したとしても、同海峡は狭いため事実上ホルムズ海峡の封鎖となる場合が考えられるが、その国の領海内でのその国の主権を侵害しても日本国民の生存のため機雷掃海を行うか、政府の見解を問う。

三 ホルムズ海峡での機雷掃海という軍事的措置に代わる、またはそれに先立つ政策

1 ホルムズ海峡での機雷掃海という軍事作戦を検討する前に、国民生活を守るため再生エネルギーのいっそうの活用、地下資源探索の拡充などエネルギー自給率を高める努力、関連政策の強化が先決ではないか、政府の見解を問う。

2 中東からの石油・天然ガス輸送はアクセスルートが長く、安全保障上極めて重大な問題である。アクセスルートを短縮するという観点からの資源外交が必要と考えるが、政府の見解を問う。あわせて政府はどのような措置をとってきたか、また検討しているか、述べられたい。

四 戦時下ホルムズ海峡での機雷掃海作戦を主張する前に、日本国民のよりよい暮らしを守るため、政府のなすべきことは山積しているのが現状である。それをさておいて戦時下ホルムズ海峡での機雷掃海作戦を主張するのは、現日本国憲法のもと、本末転倒も甚だしい。安倍首相のいう「積極的平和主義」とは「積極的軍事主義」のものではないか、政府の見解を問う。

内閣衆質一八九第二五八号
平成二十七年六月十六日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木克昌君提出ホルムズ海峡での機雷掃海に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木克昌君提出ホルムズ海峡での機雷掃海に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「マラッカ海峡防衛論」及び「一千海里シーレーン防衛論」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、我が国は、従来から、我が国に対する武力攻撃が発生した場合において、我が国周辺数百海里、航路帯を設ける場合はおおむね千海里程度の海域において、自衛の範囲内において海上交通保護を行い得ることを目標に、海上防衛力の整備を行っているところである。

二の1について

お尋ねについては、個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難である。

なお、海上自衛隊の掃海艦艇は、機雷に反応しないよう、船体は木又はプラスチックでできしており、かつ、機雷処分用の機関銃を除けば、自己防護用の装備さえ持っていない。このため、外部からの攻撃には非常に脆弱である。したがって、このような掃海艦艇による機雷の掃海は、戦闘が現に継続しているような現場では、円滑に実施することは困難であり、掃海活動の現場で他国の部隊と戦闘状態に入ることなどは想定されない。

また、近年において、機雷の掃海を行ったことを直接のきっかけとして、紛争がエスカレートしたような事例はないものと承知している。

二の2について

従来から、外国による「武力の行使」の一環として敷設されている機雷を除去することは、「武力の行使」に該当し得るとしてきているが、いわゆる自衛権発動の三要件に該当するものであれば、憲法上許容される。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)において示された憲法解釈は、憲法第九条の下でも例外的に「武力の行使」が許容される場合があるという従来の政府見解における同条の解釈の基本的な論理を維持し、その枠内で、「武力の行使」が許容される場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみがこれに

当てはまると考えてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものである。外国による「武力の行使」の一環として敷設されている機雷を除去することは、同閣議決定で明示した「武力の行使」の三要件(以下「新三要件」という。)に該当する場合の自衛の措置として行うのであれば、憲法上許容される。

二の3について

お尋ねの「旧帝国憲法下での日本の生命線防衛論」が何を指すのか必ずしも明らかではなく、お尋ねにお答えすることは困難であるが、憲法上許容される「武力の行使」は、あくまでも新三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られる。

二の4について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考えてきており、この趣旨は、昭和三十一年二月二十九日の衆議院内閣委員会で示された政府の統一見解によつて既に明らかにされているところである。このような考え方は、新三要件の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えられる。

三の1について

新三要件の第二要件に「これを排除し、我が

国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」とあるとおり、自衛の措置としての「武力の行使」はあくまでも最後の手段である。御指摘のように、「武力の行使」に先立ち、自給率の改善を図っていくことは当然であり、「エネルギー基本計画」(平成二十六年四月十一日閣議決定)において、「海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善について」「我が国が国産エネルギーとして活用していくことができる再生可能エネルギー、準国産エネルギーに位置付けられる原子力、さらにメタンハイドレートなど我が国の排他的経済水域内に眠る資源などを戦略的に活用していくための中長期的な取組を継続し、自給率の改善を実現する政策体系を整備していくことが重要である。」としている。

三の2について

政府としては、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保は、日本経済の存立の基盤であり、国家安全保障上の課題でもあることから、資源外交に取り組むことが重要であると認識している。そのため、様々な外交的手段を活用し、主要な資源国との包括的かつ互恵的な関係の強化に努め、供給国の多角化や権益獲得を図る等、戦略的な資源外交を行っている。

四について

お尋ねの「積極的軍事主義」の意味するところが明らかではないが、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」は、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくという我が国の国家安全保障の基本理念である。

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年四月十七日

衆議院議長 町村 信孝殿
参議院議長 山崎 正昭

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律
(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条―第五十四条」を「第五十二條―第五十六条」に、「第五十五条―第五十八条」を「第五十七條―第六十条」に、「第五十九条・第六十条」を「第六十一条・第六十二条」に、「第六十一条―第六十六条」を「第六十三條―第六十九條」に改める。

第十七條第一項中「第六十一条、第六十二条」を「第六十四條、第六十五條」に、「第六十四條及び第六十六條」を「第六十七條及び第六十九條」に改める。

第六十六條を第六十九條とする。

第六十五條第二号中「第五十条」を「第五十二條」に改め、同條を第六十八條とし、第六十四條を第六十七條とし、第六十三條を第六十六條とする。

第六十二條第七号中「第五十五條第一項」を「第五十七條第一項」に改め、同條を第六十五條とし、第六十一条を第六十四條とし、第六章中同條の前に次の一條を加える。

第六十三條 第五十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五章中第六十条を第六十二條とする。

第五十九条第五項中「第五十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第六十一条とし、第四章第四節中第五十八条を第六十条とし、第五十五条から第五十七条までを二条ずつ繰り下げ、同章第三節中第五十四条を第五十六条とする。

第五十三条第一項中「第五十条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第五十五条とし、第五十条から第五十二条までを二条ずつ繰り下げ、第四章第二節中第四十九条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)
第五十条 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)
第五十一条 基金の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則第三項中「第六十条を「第六十二条」に改める。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第六項」に、「附則第六項及び第七項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十項とする。
附則第八項中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第四項から附則第六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 基金の役員又は職員であつた者のその職務上知ることのできた秘密については、第五十条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、附則第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
第二条 奄美群島振興開発特別措置法の一部を次

のように改正する。
目次中「第六十条を「第六十一条」に、「第六十一条・第六十二条」を「第六十二条・第六十三条」に、「第六十三条・第六十四条」を「第六十四条・第六十五条」に改める。

第十七条第一項中「第六十四条、第六十五条を「第六十五条、第六十六条」に、「第六十七条及び第六十九条」を「第六十八条及び第七十条」に改める。

第六十九条を第七十条とし、第六十三条から第六十八条までを一条ずつ繰り下げ、第五章中第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とし、第四章第四節中第六十条を第六十一条とし、第五十九条を第六十条とし、第五十八条を第五十九条とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
第五十八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
一 基金に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限
二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限
三 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第三項中「第六十二条を「第六十三条」に改める。

(国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正)
第三条 国立研究開発法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法
目次中「第十三条」を「第十三条・第十五条」に、「第十四条・第十五条」を「第十六条・第十七条」に改める。

第一条及び第二条中「国立研究開発法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改め、「防止に係る技術」の下に「港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法(電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。)」を加え、「海上輸送」を「交通」に改める。

第五条第一項中「附則第五項第二項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号 附則第三項第一項)を、「金額」の下に「合計額」を加える。
第六条第二項中「二人」を「四人」に改める。
第十一条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中の「技術」を「から第三号までの技術及び電子航法」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中の「前号」を「前各号」に、「成果を普及する」を「技術の指導及び成果の普及を行う」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。
イ 港湾の整備、利用及び保全に関するこ

と。
ロ 航路の整備及び保全に関すること。
ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。
ニ 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。
ホ 飛行場の整備及び保全に関すること。
三 前号イからホまでに掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

四 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。
第四章中第十三条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。
(国土交通大臣の指示)
第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急処を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第二号若しくは第三号に掲げる業務又は同条第五号に掲げる業務(同条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものに限る。)のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。
第四章に次の一条を加える。

(港湾法の適用の特例)
第十五条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(独立行政法人海技教育機構法の一部改正)
第四条 独立行政法人海技教育機構法(平成十一

平成二十七年六月十九日 衆議院会議録第三十四号 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「船員であつた者及び船員となつたとするを」となるうとする者及び船員(船員であつたに、船舶を、船舶に、教授する)を、教授し、並びに航海訓練を行うに改める。

第四条中「静岡県を」を「神奈川県に改める。

第五条第一項中「附則第五条第二項及び」を「附則第五条第二項」に改め、「附則第九条第一項の下に」及び「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号)附則第三条第一項」を加える。

第六条第二項中「二人を」を「四人に改める。

第十一条第一項第一号中「船員を」を「船員となつたとする者及び船員に、船舶を、船舶に、教授する」を「教授し、並びに航海訓練を行う」に改め、同項第二号中「技能の下に」並びに「航海訓練」を加える。

第十四条の見出し中「港灣法を」を「他の法令」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第十一条第一項第十三号中「を除却する」を「を除却を行う」に、「又は」を「若しくは」に、「新たに賃貸住宅を建設すること」を「新たな賃貸住宅の建設に改め、(含む)」の下に「又はこれらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅の建設(複数の賃

貸住宅の機能を集約するために行うものに限る。)を行うこと」を加える。

第十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「投資」を付し、同条第一項中「含む」の下に「以下同じ」を加える。

第三章第二節中第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 機構は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができ

る。

2 前項の規定による投資は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、することができるとする。

一 機構と共同して前項に規定する事業(以下この項において「投資対象事業」という)に投資をしようとする民間事業者からの要請があること。

二 投資対象事業が行われる土地の区域に、機構が第十一条第一項第一号の業務を行うことを目的として取得した土地(現に機構が所有しているものに限る。)が含まれること。

三 機構が投資対象事業について第十一条第一項第六号の業務を行うこと。

四 投資対象事業を営む者が、専ら当該投資対象事業の実施を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第三十七條第二号及び附則第十二条第十項において同じ。)であること。

第三十七條第二号中「(資産の流動化に関する

法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)を削る。

第四十条第一項第一号中「第十七条第一項の下に」を「第十七条の二第一項を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項及び第三項並びに第十一条の規定 公布の日

二 第一条及び第五条並びに附則第十条及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条の規定 平成二十七年十月一日

(港灣空港技術研究所等の解散等)

第二条 国立研究開発法人港灣空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航海訓練所(以下「港灣空港技術研究所等」という)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて、国立研究開発法人港灣空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては国立研究開発法人海上・港灣・航空技術研究所(以下「研究所」という)が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という)が、それぞれ承継する。

2 この法律の施行の際現に港灣空港技術研究所等が有する権利のうち、国立研究開発法人港灣空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国立研究開発法人港灣空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所の平成二十七年四月一日に始まる事業年度及び平成二十三年四月一日に始まる独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という)第三十五條の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十五條の六第一項の規定による評価は、研究所が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究所が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究所に対してなされるものとする。

5 独立行政法人航海訓練所の平成二十七年四月一日に始まる事業年度及び平成二十三年四月一日に始まる通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

6 港灣空港技術研究所等の平成二十七年四月一日に始まる事業年度に係る通則法第三十八條の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、国立研究開発法人港灣空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。

7 港灣空港技術研究所等の平成二十七年四月一日に始まる事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、国立研究開発法人港灣空

港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。この場合において、附則第八条第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)の項及び次条第一項において「旧港湾空港技術研究所法」という。第十二条、附則第八条第二号の規定による廃止前の国立研究開発法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)の項及び次条第一項において「旧電子航法研究所法」という。第十三条及び附則第八条第三号の規定による廃止前の独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)の項及び次条第一項において「旧航海訓練所法」という。第十二条の規定において「旧航海訓練所法」という。第十二条の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、なおその効力を有するものとし、旧港湾空港技術研究所法第十二条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは「次の中長期目標の期間における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百八号)第十一」と、旧電子航法研究所法第十三条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における」とあるのは「中長期目標の期間にお

ける国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百八号)」と、旧航海訓練所法第十二条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人航海訓練所法(平成二十八年四月一日に始まる)」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十四号)第十一」と、旧電子航法研究所法第十三条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における」とあるのは「中長期目標の期間における独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十四号)第十一」と、旧電子航法研究所法第十三条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における」とあるのは「中長期目標の期間にお

9 第一項の規定により港湾空港技術研究所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(研究所又は機構への出資)

第三条 前条第一項の規定により研究所又は機構が港湾空港技術研究所等の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、研究所又は機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧港湾空港技術研究所法第十二条第一項、旧電子航法研究所法第十三条第一項又は旧航海訓練所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く)から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所又は機構に出資されたものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第四条 国土交通大臣は、この法律の施行の際現に国立研究開発法人港湾空港技術研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

2 国は、この法律の施行の際現に独立行政法人航海訓練所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(非課税)

第五条 附則第二条第一項の規定により研究所又は機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(港湾空港技術研究所等の職員から引き続き研究所又は機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第六条 研究所及び機構は、研究所にあつては施行日の前日に国立研究開発法人港湾空港技術研究所又は国立研究開発法人電子航法研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)以下この条において「平成十八年整備法」という)附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。で引き続き研究所の職員となつたものの退職に際し、機構にあつては同日に独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者(同項の規定の適用を受けた者に限る)で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続き在職期間をそれぞれ研究所又は機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に港湾空港技術研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に国立研究開発法人港湾空港技術研究所若しくは国立研究開発法人電子航法研究所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)以下この項において「通則法整備法」という)第百八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所(国立研究開発法人港湾空港技術研究所を含む)以下この項において「旧港湾空港技術研究所」という。又は通則法整備法第百八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)第二条の独立行政法人電子航法研究所(国立研究開発法人電子航法研究所を含む)以下この項において「旧電子航法研究所」という。の職員として在職する者に限る。が、引き続き研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合、又は施行日の前日に独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者に限る)が、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合における、その者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、それぞれ、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧港湾空港技術研究所若しくは旧電子航法研究所の職員としての在職期間及び研究所の職員としての在職期間又はその者の同日

以後の独立行政法人航海訓練所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧港湾空港技術研究所若しくは旧電子航法研究所若しくは研究所又は独立行政法人航海訓練所若しくは機構を退職したことに伴い退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（研究所等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置）
第七條 研究所の役員又は職員についての通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第二号。第六項において「平成二十七年整備法」という。）附則第二條第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所又は旧国立研究開発法人電子航法研究所（以下「旧港湾空港技術研究所等」という。）の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「旧港湾空港技術研究所等役職員」という。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	であつた者	の組織	したこと
通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の四第二項第一号		（旧港湾空港技術研究所等を含む。）の組織	であつた者（旧港湾空港技術研究所等役職員であつた者を含む。）		したこと（旧港湾空港技術研究所法等（平成二十七年整備法附則第八條第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）又は同條第二号の規定による廃止前の国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）をいう。以下この項において同じ。）又は旧港湾空港技術研究所等が定めていた業務方法書、第四十九條に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧港湾空港技術研究所等規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の四第六項	したこと				

通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の六第一号	定めるもの	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧港湾空港技術研究所等の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）	であつた者	であつた者（旧港湾空港技術研究所等役職員であつた者を含む。）	させたこと
通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の六第二号	の役員又は管理	（旧港湾空港技術研究所等を含む。）の役員又は管理	であつた者	であつた者（旧港湾空港技術研究所等役職員であつた者を含む。）	させたこと（旧港湾空港技術研究所等の役員又は職員にこの法律、旧港湾空港技術研究所法等若しくは他の法令又は旧港湾空港技術研究所等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の六第三号	と営利企業等	（旧港湾空港技術研究所等を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等	であつた者	であつた者（旧航海訓練所の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。）	させたこと（旧港湾空港技術研究所等の役員又は職員にこの法律、旧港湾空港技術研究所法等若しくは他の法令又は旧港湾空港技術研究所等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
通則法第五十條の四第二項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第二号。第六項において「平成二十七年整備法」という。）附則第二條第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人航海訓練所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。以下「旧航海訓練所」という。）の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	であつた者	であつた者（旧航海訓練所の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。）	させたこと（旧港湾空港技術研究所等の役員又は職員にこの法律、旧港湾空港技術研究所法等若しくは他の法令又は旧港湾空港技術研究所等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）

2 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の四第二項第四号		の組織	(旧航海訓練所を含む。)の組織
通則法第五十条の四第六項		したこと	したこと(平成二十七年整備法附則第八条第三号の規定による廃止前の独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号。以下この項において「旧航海訓練所法」という。))又は旧航海訓練所が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧航海訓練所規則」という。))に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
		させたこと	させたこと(旧航海訓練所の役員又は職員にこの法律、旧航海訓練所法若しくは他の法令又は旧航海訓練所規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)
		であった者	であった者(旧航海訓練所の役員又は職員であった者を含む。)
通則法第五十条の六第一号		であった者	であった者(旧航海訓練所の中期目標管理法人役職員であった者を含む。)
		定めるもの	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧航海訓練所の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)
通則法第五十条の六第二号		の役員又は管理	(旧航海訓練所を含む。)の役員又は管理
通則法第五十条の六第三号		と営利企業等	(旧航海訓練所を含む。以下この号において同じ。))と営利企業等

(国立研究開発法人港湾空港技術研究所法等の廃止)

第八条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国立研究開発法人港湾空港技術研究所法

二 国立研究開発法人電子航法研究所法

三 独立行政法人航海訓練所法

(国立研究開発法人港湾空港技術研究所法等の廃止に伴う経過措置)

第九条 国立研究開発法人港湾空港技術研究所又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び独立行政法人航海訓練所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に前条第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が国立研究開発法人港湾空港技術研究所に対してした指示は、第三条の規定による改正後の国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が研究所にした指示とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規則

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

別表第一 国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項から独立行政法人航海訓練所の項までを削る。

(海上運送法の一部改正)

第十三条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の三中「独立行政法人航海訓練所、」を削る。

(港湾法の一部改正)

第十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「附則第五項を「附則第六項」に、「附則第八項を「附則第九項」に改める。

附則第十四項中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二 国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百八号)

定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

別表第二国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項から独立行政法人航海訓練所の項までを削る。

(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十六条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四第三項中「引き続き当該施行日後の土木研究所等」の下に「(国立研究開発法人土木研究所 国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。)第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第五條中「独立行政法人海上技術安全研究所」の下に「独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所」を加え、「国立研究開発法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人港湾空港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に、「及び独立行政法人海員学校」を「独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所」に改め、「独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十七条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号から第三十七号までを次のように改める。

三十五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
三十六及び三十七 削除

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一 本案は、国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改め、独立行政法人航海訓練所を独立行政法人海技教育機構に統合するとともに、独立行政法人都市再生機構の業務の実施方法の見直し、独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国立研究開発法人海上技術安全研究所法の
一部改正
国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を統合し、その

名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とすること。

2 独立行政法人海技教育機構法の一部改正

独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所を統合すること。

3 独立行政法人都市再生機構法の一部改正

(一) 独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)の賃貸住宅の建替えに係る業務に、複数の賃貸住宅の機能を集約するために、現に存する賃貸住宅に近接する土地における建替えを加えること。

(二) 都市再生機構は、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができること。

4 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正
独立行政法人奄美群島振興開発基金について、役員及び職員に守秘義務を課すとともに、罰則に関するみなし公務員規定を新設するほか、金融庁検査を導入すること。

5 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

議案の可決理由

二 国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改め、独立行政法人航海訓練所を独立行政法人海技教育機構に統合するとともに、独立行政法人都市再生機構の業務の実施方法の見直し、独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査の導入等の措置を講ずる本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十七年六月十六日

国土交通委員長 今村 雅弘

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 独立行政法人都市再生機構による近接地への建替事業等の実施に当たっては、居住者の声を十分に聴くとともに、居住者の居住の安定の確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮すること。

二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅については、居住者の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、バリアフリー化や地域の医療福祉拠点の形成に係る取組を一層促進するとともに、子育て世帯、高齢者世帯など多様な世帯が共生できる良好な居住環境の整備に努めること。また、低所得の居住者が安心して住み続けることができるよう、その家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう留意すること。

三 独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所の統合に当たっては、近年の内航船員の著しい高齢化や外航日本人船員の減少により、日本人船員の育成・確保が重要となつていくことに鑑み、日本人船員の増加に資する体制の強化や支援措置の充実など万全の措置を講ずること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「許可等」を「許可(第五条―第二十二
条」に改め、「第一款 一般労働者派遣事業第
五条―第十五条」を削る。
第十六条―第二十二條」を削る。

第二条第四号及び第五号を削り、同条第六号
中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改
め、「又は第十六条第一項の規定により届出書
を提出した者(以下「特定派遣元事業主」とい
う。)」を削り、「以下この号において」を「第三章
第四節を除き、以下」に改め、同号を同条第四
号とする。

第四条第一項第三号中「第二十三条第二項」
を「並びに第二十三条第二項」に改め、「並びに
第四十条の二第二項第一号」を削る。

第二章第二節の節名中「許可等」を「許可」に改
め、同節第一款の款名を削る。

第五条の見出しを「(労働者派遣事業の許可)」
に改め、同条第一項、第二項第三号、第三項及
び第四項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派
遣事業」に改める。

第六条第四号中「一般労働者派遣事業」を「勞
働者派遣事業」に改め、「又は第二十一条第一
項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命
じられ」及び「又は命令」を削り、同条第五号中
「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改
め、「又は第二十一条第一項の規定により特定
労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人で
ある場合(当該法人が第一号又は第二号に規定
する者に該当することとなつたことによる場合
に限る。)」及び「又は命令」を削り、同条第六号
中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に
改め、「又は第二十一条第一項の規定による特
定労働者派遣事業の廃止の命令」及び「又は第二
十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の
届出」を削り、同条第七号中「一般労働者派遣事
業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十
条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届
出」を削る。

第七条第一項第二号中「もの」の下に「として
厚生労働省令で定める基準に適合するもの」を
加える。

第八条第一項及び第二項並びに第十条第二項
中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に
改める。

第十一条第一項中「一般派遣元事業主」を「派
遣元事業主」に改め、「一般労働者派遣事業」を「労働
者派遣事業」に改め、同条第三項中「一般労働者
派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第
四項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に
改める。

第十三条第一項中「一般派遣元事業主」を「派
遣元事業主」に改め、「一般労働者派遣事業」を「労働
者派遣事業」に改める。

第十四条第一項中「一般派遣元事業主」を「派
遣元事業主」に改め、同項第二号中「第二十三
条の二」の下に「第三十条第二項の規定により読
み替えて適用する同条第一項を加え、同項第
四号中「又は第二十三条の二」を「第二十三
条

の二又は第三十条第二項の規定により読み替え
て適用する同条第一項」に改め、同条第二項中
「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一
般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め
る。

第十五条中「一般派遣元事業主」を「派遣元事
業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣
事業」に改める。

第二章第二節第二款の款名を削り、第十六条
から第二十二条までを次のように改める。

第二十三条第一項中「一般派遣元事業主及び
特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」とい
う。)」を「派遣元事業主」に改める。

第二十四条中「(以下「労働者派遣法」という。)
第二十三條第一項」を「第二條第四号」に、「労働
者派遣法第二條第一号」を「同條第一号」に改め
る。

第二十五条中「雇用慣行」の下に「並びに派遣
就業は臨時的かつ一時的なものであることを原
則とする」との考え方を加える。

第二十六条第一項第二号中「場所」の下に「並
びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、
配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する
職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配
分に関して直接の権限を有するものとして厚生
労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)」を
加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二
項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、
同条第四項中「受け、又は第十六条第一項の規
定により届出書を提出している」を「受けてい
る」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五
項中「第四十条の二第二項各号に掲げる業務以
外の業務について」を削り、「基づく労働者派
遣」の下に「第四十条の二第二項各号のいづれ
かに該当するものを除く。次項において同
じ。」を加え、「当該業務」を「当該労働者派遣の
役務の提供を受けようとする者の事業所その他

派遣就業の場所の業務」に改め、同項を同条第
四項とし、同条第六項中「第四十条の二第一項
各号に掲げる業務以外の業務について」を削
り、「当該業務」を「当該者の事業所その他派遣
就業の場所の業務」に改め、同項を同条第五項
とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十条を次のように改める。

(特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)
第三十条 派遣元事業主は、その雇用する有期
雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派
遣労働者をいう。以下同じ。)であつて派遣先
の事業所その他派遣就業の場所における同一
の組織単位の業務について継続して一年以上
の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する
見込みがあるものとして厚生労働省令で定め
るもの(以下「特定有期雇用派遣労働者」とい
う。その他雇用の安定を図る必要性が高いと
認められる者として厚生労働省令で定めるも
の又は派遣労働者として期間を定めて雇用し
ようとする労働者であつて雇用の安定を図る
必要性が高いと認められるものとして厚生労
働省令で定めるもの(以下この項において「特
定有期雇用派遣労働者等」という。))に対し、
厚生労働省令で定めるところにより、次の各
号の措置を講ずるよう努めなければならない
い。

一 派遣先に対し、特定有期雇用派遣労働者
に対して労働契約の申込みをすることを求
めること。

二 派遣労働者として就業させることができ
るよう就業その条件が、特定有期雇用
派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働
省令で定める事項に照らして合理的なもの
に限る。この機会を確保するとともに、その
機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供す
ること。

三 派遣労働者以外の労働者として期間を定
めないで雇用することができるよう雇用

の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。
四 前三号に掲げるもののほか、特定有期雇用派遣労働者等を対象とした教育訓練であつて雇用の安定に特に資すると認められるものとして厚生労働省令で定めるものその他の雇用の安定を図るために必要な措置として厚生労働省令で定めるものを講ずること。

2 派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に係る前項の規定の適用については、同項中「講ずるように努めなければ」とあるのは、「講じなければ」とする。
第三十条の三中「前二条を」「前三条に改め、

「就業の機会の下に」「派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を含む。」を加え、同条を第三十条の四とする。
第三十条の二第二項中「当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者という。

第四節を除き、以下同じ。」を削り、同条を第三十条の三とする。
第三十条の次に次の一条を加える。
(段階的かつ体系的な教育訓練等)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるよう教育訓練を実施しなければならない。

この場合において、当該派遣労働者が無期雇用派遣労働者(期間を定めないで雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)であるときは、当該無期雇用派遣労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならない。
2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者のために、当該派遣労働者の職業生活の

設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。
第三十一条の二に次の一項を加える。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、第三十条の三の規定により配慮すべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該派遣労働者に説明しなければならない。
第三十四条第一項中「次に掲げる事項」の下に「当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。」を加え、同項第三号中「第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する」を当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の「に、同項を」第四十条の二第二項に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日
第三十四条第二項中「第四十条の二第五項を」第四十条の二第六項に改め、「係る」の下に「事業所その他派遣就業の場所の」を加え、「当該業務」を「当該事業所その他派遣就業の場所の業務」に改める。
第三十五条第一項第二号中「期間を定めないで雇用する労働者であるか否か」を「無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるか」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
第三十五条第二項中「同項第二号」の下に「から第四号まで」を加える。
第三十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(労働者派遣の期間)」を付し、同条第二項を削る。
第三十五条の四を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とする。
第三十五条の二の次に次の一条を加える。
第三十五条の三 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣(第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。)を行つてはならない。
第三十六条中「除く」を「除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る」に改め、同条第一号中「第三十五条の二第二項」を削り、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 当該派遣労働者についての教育訓練の実施及び職業生活の設計に関する相談の機会の確保に関すること。
第三十七条第一項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容
第三十七条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「場所」の下に「及び組織単位」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が

有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)
二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
第三十八条中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。
第四十条第三項中「派遣先は、第三十条の二を」前項に定めるもののほか、派遣先は、第三十条の二及び第三十条の三に改め、「情報の下に」「当該派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、「給食施設」を削り、「いるもの」の下に「前項に規定する厚生労働省令で定める福利厚生施設を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 派遣先は、第三十条の三第一項の規定により賃金が適切に決定されるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報又は当該業務に従事する労働者の募集に係る事項を提供することその他の厚生労働省令で定める措置を講ずるよう配慮しなければならない。
第四十条第一項の次に次の二項を加える。
2 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事するその雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対しても、これを実施するよう配慮しなければならない。

3 派遣先は、当該派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならぬ。

第四十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「労働者派遣の役務の提供を受ける期間」を付し、同条第一項中「同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。)」を「業務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該労働者派遣が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

第四十条の二第一項第一号を次のように改める。

一 無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣

第四十条の二第一項第四号中「業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「定める場合における当該労働者の業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号に掲げるもののほか」を削り、「該当する業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であつてその雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める者に係る労働者派遣

第四十条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の派遣可能期間(以下「派遣可能期間」という。)は、三年とする。

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業

主から三年を超える期間継続して労働者派遣(第一項各号のいずれかに該当するものを除く。以下この項において同じ。)の役務の提供を受けようとするときは、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日(この項の規定により派遣可能期間を延長した場合にあつては、当該延長前の派遣可能期間が経過した日)以後当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日の一月前の日までの間(次項において「意見聴取期間」という。)に、厚生労働省令で定めるところにより、三年を限り、派遣可能期間を延長することができ、当該延長に係る期間が経過した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第四十条の二第四項中「前項の期間を定め、又はこれを変更しよう」を「派遣可能期間を延長しよう」に、「あらかじめ」を「意見聴取期間」に、厚生労働省令で定めるところにより、過半数労働組合等(以下「労働組合」という。)を「労働組合」に、「に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする」を「をいう。次項において同じ。」の意見を聴かなければならないに改め、同条第六項中「第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号を」を「第一項第二号、第四号若しくは第五号」に、「若しくは改正を」を「又は改正を」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更した」を「第三項の規定により派遣可能期間を延長した」に、「当該業務」を「当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一号を加える。

5 派遣先は、前項の規定により意見を聴かれた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、派遣可能期間の延長の理由その他の厚生労働省令で定める事項について説明しなければならない。

第四十条の四を削る。

第四十条の三の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(特定有期雇用派遣労働者の雇用)」を付し、同条中「場所」の下に「における組織単位」を加え、「(前条第一項各号に掲げる業務を除く。)」及び「前条第一項の派遣可能期間以内」を削り、「期間労働者派遣を」期間同一の特定有期雇用派遣労働者に係る労働者派遣(第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。以下「派遣労働者」であつて次の各号に適合するものを「特定有期雇用派遣労働者(継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。)」に改め、同条各号を削り、同条を第四十条の四とする。

第四十条の二の次に次の一号を加える。

第四十条の三 派遣先は、前条第三項の規定により派遣可能期間が延長された場合において、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。)の役務の提供を受けてはならない。

第四十条の五を次のように改める。

(派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知)

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の同一の事業所その他派遣就業の場所において派遣元事業主から一年以上の期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける場合において、当該事業所その他派遣就業の場所において、当該派遣労働者の募集を行うときは、当該募集に係る事業所その他派遣就業の場所に掲示することその他の措置を講ずることにより、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該派遣労働者に周知しなければならない。

2 派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者(継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に係る前項の規定の適用については、同項中「労働者派遣」とあるのは「労働者派遣(第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。)」と、「通常の労働者」とあるのは「労働者」とする。

第四十一条第二号中「第四十条の二第五項を」第四十条の二第六項に改める。

第四十二条第一項中第七号を第十号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容

第四十二条第一項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第四十二条第三項中「第一号」を「第三号」に改める。

第四十四条第五項中「以下「労働者派遣法」を

「昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」に、第三項及び第四項を「から第三項までに改める。

第四章中第四十七条の三を第四十七条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(事業主団体等の責務)

第四十七条の三 派遣元事業主を直接又は間接の構成員(以下この項において「構成員」という。)とする団体(次項において「事業主団体」という。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない。

2 国は、事業主団体に対し、派遣元事業主の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする。

第四十八条第三項中「又は第二十三条の二を「第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「及び第二十三条の二を「第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改める。

第四十九条の二第二項中「第四十条の四、第四十条の五を「第四項若しくは第五項、第四十条の三に、「第四十条の二第一項若しくはは」を「第四十条の二第一項、第四項若しくはは」を措置又はに改め、「又は第四十条の四若しくはは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきこと」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十九条第二号中「一般労働者派遣事業を「労働者派遣事業」に改め、同条第四号中「又は

第二十一条を削る。

第六十条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第四十九条の三第二項の規定に違反した者

第六十一条第一号中「第五条第三項」を「又は第五条第三項」に改め、「第十六条第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類を削り、同条第二号中「第十九条第一項、第二十条及び若しくは第十九条第一項」を削り、同条第三号中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二、第三十五条の三に改める。

附則第四項中「(以下「特定製造業務」という。)を削り、「一般労働者派遣事業を「労働者派遣事業」に改め、附則第五項を削る。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十八条の改正規定中「第四十条の六第一項第四号を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同法第三十五条の四の改正規定中「第三十五条の四」を「第三十五条の五」に改め、同法第四十条の六を同法第四十条の九とし、同法第四十条の五の次に三条を加える改正規定のうち第四十条の六第一項第三号中「こと」の下に「(同条第四項に規定する意見の聴取の手續のうち厚生労働省令で定めるものが行われないことにより同条第一項の規定に違反することとなつたときを除く。)」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十条の三の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十九條の二の改正規定中「改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする」を「改める」に改める。

附則第十一条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十四条の改正規定中「第四十条の六」を「第四十条の六まで」に、「第四十条の九を「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九に改め、「第三十四条第一項第二号及び」を削り、「及び第三十九條を「第三十九條」に、「第三十九條を「第三十九條」に、「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に、「同表第三十六條の項」を「同項」に改める。

附則第十三条のうち、港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)第二十三条の改正規定中「第二十三条中「第四十条の六」を「第二十三条及び同条の表第二十五条の項中「第四十条の六まで」に、「第四十条の九を「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九に、「第三十六條第六号の項」を「第三十七條第一項第四号の項」に改め、同法第二十三条の表第四十一條第一号一の項の改正規定中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年九月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途と

して、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定にかかわらず、通常の労働者及び派遣労働者の数の動向等の労働市場の状況を踏まえ、この法律の施行により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときは、新法の規定について速やかに検討を行うものとする。

3 政府は、派遣労働者と派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保の在り方について検討するため、調査研究その他の必要な措置を講ずるものとする。

(二) 一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「旧法」という。)第五条第一項の許可を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る同項の許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第十条の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第五条第二項の規定によりされた許可の申請は、新法第五条第二項の規定によりされた許可の申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の

(欠格事由に関する経過措置)

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

平成二十七年六月十九日 衆議院会議録第三十四号

第二項の規定による労働者派遣事業を行う者は、旧法第十六条第一項の届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え

（労働者派遣の期間に係る経過措置）

第七条 新法第三十五条の三の規定は、施行日以

別表第一第八十一号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十七の項中、「第十六条第一項若しくは第十九条を」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。に改める。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十五条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第五項中「第二条第四号を」(第二条第三号)に、「一般労働者派遣事業を」(労働者派遣事業)に改め、同条第六項の表以外の部分中「一般労働者派遣事業を」(労働者派遣事業)に改め、「第二章第二節第二款を削り、「第二条第六号を」(第二条第四号)に、「一般派遣元事業主を」(派遣元事業主)に改め、同項の表第五條第二項の項及び第六條の項中「一般労働者派遣事業を」(労働者派遣事業)に改め、同表第六條第四項の項中「一般労働者派遣事業を」(労働者派遣事業)に改め、「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ」及び「又は命令を削り、同表第六條第五号の項及び第六條第六号の項を次のように改める。

第四十二条第六項の表第六十一條第一号の項中「第五条第三項を」(又は第五条第三項)に、「同条第三項を」又は同条第三項に改め、同条第七項中「一般労働者派遣事業を」(労働者派遣事業)に改める。
(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)
第十六条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。
第四十四条中「第三十條第二号を」(第三十條第一項第一号及び第二項、第三十四條第一項第三号)に、「第三十五條の三第二項、第三十五條の四、第四十條の六を」(第三十五條の三、第三十五條の四第二項、第三十五條の五、第四十條の三から第四十條の六まで、第四十七條の三)に、「第二十三條第一項を」(第二條第四号)に、「労働者派遣法第三十條の二第一項を」(同号)に改め、同条の表第二十六條第二項の項を削り、同表第二十六條第三項の項中「第二十六條第三項を」(第二十六條第二項)に、「前二項を」(前

項)に、「前項及び建設労働法第四十三條を」(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(以下「建設労働法」という。)(第四十三條)に改め、同表第二十六條第四項から第七項まで、第二十七條から第二十九條の二まで、第三十九條、第四十條の二第五項、第四十一條第一号口、第四十四條第二項及び第三項、第四十五條第六項並びに第四十九條第二項の項中「第二十六條第四項から第七項までを」(第二十六條第三項から第六項まで)に改め、「第四十條の二第五項を削り、同表第二十六條第四項の項中「第二十六條第四項を」(第二十六條第三項)に改め、「許可を受け、又は第十六條第一項の規定により届出書を提出している旨」及び「許可を受けている旨」を削り、同表第二十六條第五項の項中「第二十六條第五項を」(第二十六條第四項)に改め、同表第三十條第三号の項及び第三十四條第一項第二号及び第三十九條の項を削り、同表第三十五條の三第一項の項の次に次のように加える。

第六条第五号		第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合(同項第一号の規定により廃止を命じられた場合については、当該シルバー人材センター	命令	当該シルバー人材センターの	労働者派遣事業の許可の取消し	第六条第六号
第六条第六号		労働者派遣事業の許可の取消し	労働者派遣事業の廃止の命令	労働者派遣事業の許可の取消し	労働者派遣事業の許可の取消し	労働者派遣事業の許可の取消し	第四十二条第六項の表第六十七号の項中「又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出を削り、同表第十四条第一項の項中「一般労働者派遣事業を」(労働者派遣事業)に改め、同項の次に次のように加える。
第十四条第一項		規定により読み替えて適用する同条第一項	又は第二十三條の二又は第三十條第二項の二	又は第二十三條の二	又は第二十三條の二	又は第二十三條の二	第十四条第一項、第二十三條の二又は第三十條第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項
第三十條第四項		前三條	前二條	前三條	前二條	前三條	第四十二条第六項の表第二十六條第四項の項中「第二十六條第三項」に、「受け、」を「受けている」に改め、「第五条第二項」の下に「の規定により届出書を提出している」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十條の見出し		特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十條第一項		有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの(以下「特定有期雇用派遣労働者」という。)	有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)
第三十條第二項		特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十條第三項		次各号	第二号から第四号まで
第三十條第四項		前二號	前二號

第三十条の四	前三条	第三十条第一項第二号から第四号まで及び前二条
第三十四条第一項	次に 第三号及び第四号	第一号、第二号及び第四号に 第四号
	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十三条各号

第四十四条の表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第三十六条の項の次に次のように加える。

第三十七條第一項第四号	場所及び組織単位	場所
第三十九條	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十三条各号

第四十四条の表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十九條の二第一項	、第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項
------------	---	--------------------------

第四十四条の表に次のように加える。

第六十一條第三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条
----------	---------------	-------

(港湾労働法の一部改正)

第十七條 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「特定労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「第二條第五号」を「第二條第三号」に改め、「をいう。」の下に「であつて、当該事業の業として行われる労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象となる派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)が常時雇用される労働者のみであるもの」を加える。

第十二條第二項第四号中「(労働者派遣法第二條第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)」及び「(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十三條中「第二十六條第三項」を「第二十六條第二項、第三十條第一項第一号及び第二項、第三十四條第一項第三号」に、「第三十五條の三第二項、第三十五條の四、第四十條の六」を「第三十五條の五、第四十條の三から第四十條の六まで」に、「第二十三條第一項」を「第二條第四号」に改め、同条の表第二十五條の項中「次条第三項」を「次条第二項、第三十條第一項第一号及び第二項、第三十四條第一項第三号」に、「第三十五條の三第二項、第三十五條の四、第四十條の六」を「第三十五條の五、第三十五條の四第二項、第三十五條の五、第四十條の三から第四十條の六まで」に改め、同表第二十六條第一項第一号の項の次に次のように加える。

第二十六條第一項第二号	場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)	場所
-------------	---	----

第二十三條の表第二十六條第四項の項中「第二十六條第四項」を「第二十六條第三項」に改め、「の許可を受け、又は第十六條第一項の規定により届出書を提出している旨及び」の許可を受けている旨」を削り、同表第二十八條、第三十一條及び第五十五條から第五十七條までの項の次に次のように加える。

第三十條の見出し	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十條第一項	有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの(以下「特定有期雇用派遣労働者」という。)	有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)
第三十條第一項第四号	次条各号	第一号から第四号まで
第三十條の四	前三条	第三十條第一項第二号から第四号まで及び前二条
第三十四條第一項	次に 第三号及び第四号	第一号、第二号及び第四号に 第四号

第二十三條の表第三十五條の三第一項の項中「第三十五條の三第一項」を「第三十五條の四第一項」に改め、同表第三十六條の項中「第六條第一号から第四号まで」を「第六條第一号から第八号まで」に改め、同表第三十六條第六号の項中「第三十六條第六号」を「第三十六條第七号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十七条第
一項第四号

場所

第二十三条の表第四十九条第一項の項中「及び第二十三条の二を」、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に改め、同表第四十九条の二第二項の項を次のように改める。

第四十九条の二 第二項	第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項
----------------	--	--------------------------

第二十三条の表に次のように加える。

第六十一条第 三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条
--------------	---------------	-------

理 由

派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

- 1 本案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
 - 1 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすること。
 - 2 厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たり、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならないこと。
- 3 業務単位の期間制限を廃止し、同一の派遣労働者に係る期間制限及び派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの期間制限の二つの期間制限を設けること。
- 4 派遣元事業主は、同一の派遣労働者に係る期間制限の上限に達する見込みがある派遣労働者に対して、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用の安定を図るための措置を講じなければならないこと。
- 5 派遣元事業主は、派遣労働者に対し、計画的な教育訓練等の実施や均衡待遇を確保するために考慮した内容についての説明をしなければならないこと。
- 6 派遣先は、賃金の情報提供、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用に関して配慮しなければならないこと。
- 7 この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年九月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとする。時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、維新の党より、労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときの検討規定を改め、この法律の施行後速やかに、労働者の解雇に関する法制度等の在り方について抜本的な見直しを行うものとする内容を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。右報告する。

平成二十七年六月十九日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 大島 理森殿

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十七年五月二十六日

提出者

井坂 信彦	今井 雅人
浦野 靖人	西村智奈美
山井 和則	玉城デニー
賛成者	
安住 淳	淳外百六名

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の

安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながることを懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態、雇用形態の転換の状況等に関する調査研究等について定めることにより、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進し、もって労働者がその雇用形態にかかわらず充実した職業生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること。

二 正規労働者(期間の定めのない労働契約を締結している労働者(派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第六条第二項において同じ。)を除く)であつて一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される他の労働者に比して短くないものをいう。以下同じ。)以外の労働者が正規労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。

三 労働者が主体的に職業生活設計(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二条第四項に規定する職業生活設計をいう。次条第三項及び第八条において同じ。)を行

い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること。

(国の責務等)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業主は、国が実施する労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 労働者は、職業生活設計を行うことの重要性について理解を深めるとともに、主体的にこれを行うよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を実施するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第五条 国は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

一 労働者の雇用形態の実態

二 労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、福利厚生その他の待遇の相違の実態

三 労働者の雇用形態の転換の状況

四 職場における雇用形態による職務の分担及び管理的地位への登用の状況

2 国は、前項第三号に掲げる事項について調査研究を行うに当たっては、正規労働者以外の労働者が正規労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的にこれを行うものとする。

(職務に応じた待遇の確保)

第六条 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う正規労働者及び正規労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通

化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 政府は、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、派遣労働者について、派遣元事業主(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十三条第一項に規定する派遣元事業主をいう。)及び派遣先(同法第三十条の二第一項に規定する派遣先をいう。以下この項において同じ。)に対し派遣労働者の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその職務に応じた待遇の均等の実現を図るものとし、このために必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に講ずるものとする。

(雇用環境の整備)

第七条 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在する現状を踏まえ、正規労働者以外の労働者から正規労働者への転換が促進されるよう、必要な配慮を行うものとする。

(教育の推進)

第八条 国は、国民が職業生活設計の重要性について理解を深めるとともに、労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるよう、職業生活設計についての教育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながる懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態、雇用形態の転換の状況等に関する調査研究等について定めることにより、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外五名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないことを基本理念とする。

(一) 労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること。

(二) 正規労働者(無期雇用労働者(派遣労働者を除く。))であつて短時間労働者でないものをいう。以下同じ。))以外の労働者が正規労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態

により就労する機会が与えられるようにすること。

(三) 労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること。

2 国は、1の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

3 事業主は、国が実施する労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に協力するよう努めるものとする。

4 国は、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態等について調査研究を行うものとする。

5 国は、待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う正規労働者及び正規労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

6 政府は、派遣労働者について、派遣元事業主及び派遣先に対し派遣労働者の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその職務に応じた待遇の均等の実現を図るものとし、このために必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に講ずるものとする。

7 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

8 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進することは、時宜に適合するものと認めるが、派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間において均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、三年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとする等との修正を行う必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。
右報告する。

平成二十七年六月十九日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(基本理念)

第二条 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること。

通常

二 正規労働者(期間の定めのない労働契約を締結している労働者)(派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第六條第二項において同じ。)を除く。)であつて一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される他の労働者に比して短くないものをいう。以下同じ。)(以外の労働者が正規労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。

と。

三 労働者が主体的に職業生活設計(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二条第四項に規定する職業生活設計をいう。次条第三項及び第八條において同じ。))を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること。

(調査研究)
第五條 国は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

一 労働者の雇用形態の実態
二 労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、○福利厚生その他の待遇の相違の実態
○教育訓練

三 労働者の雇用形態の転換の実態
四 職場における雇用形態による職務の分担及び管理的地位への登用の状況

2 国は、前項第三号に掲げる事項について調査研究を行うに当たっては、正規労働者以外の労働者が正規労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的にこれを行うものとする。

(職務に応じた待遇の確保)
第六條 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う正規労働者及び派遣労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 政府は、派遣労働者の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において同じ。)、派遣元事業主(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十三条第一項に規定する派遣元事業主をいう。)及び派遣先

(同法第三十条の二第一項に規定する派遣先をいう。以下この項において同じ。)(に対し○派遣労働者の○待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその職務に応じた待遇の均等の実現を図るものとし、このために必要となる法制上の措置については、この法律の施行後、一年以内○法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を

第七條 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の○就業形態の設定、○採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在する現状を踏まえ、正規労働者以外の労働者の雇用管理の改善及び通常の以外の労働者の待遇の改善及び通常

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日以後である場合には、前項のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則に一条を加える改正規定中第十八条を第十九条とする。

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日以後である場合には、前項のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則に一条を加える改正規定中第十八条を第十九条とする。

(労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律の一部改正)
第十八條 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「同法第二十三条第一項を「同法第四号」に、「同法第三十条の二第二項を「同号」に改める。」
(調整規定)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日以後である場合には、前項のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則に一条を加える改正規定中第十八条を第十九条とする。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日以後である場合には、前項のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則に一条を加える改正規定中第十八条を第十九条とする。